江南市土木工事における週休２日制工事実施要領

（目的）

第１条　“地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保、多様な働き方の実現に向けた取り組みの一つとして、週休２日工事を実施する。江南市の発注する土木工事において、土日を休日とする週休２日工事の実施に取り組むなど、地域の実情や現場の状況を踏まえつつ、適切な方法により週休２日の取組を進めていくものとする。

（用語の定義）

第２条　本要領における用語は次のとおり定義する。

土 木 工 事：公共建築工事費積算基準を適用する工事以外の工事

現 場 閉 所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

工事完了日：完了届提出日

（対象工事）

第３条　江南市の発注する土木工事で、単価適用日が令和８年１１月１日以降の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

(1)　著しく施工期間が短い工事（施行必要日数が５日以内の工事）

(2)　通年維持工事等小規模な現場が点在する工事

(3)　緊急の応急復旧工事

(4)　その他市長の定める工事

（形式）

第４条　形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、（参考１）～（参考２）によることとする。

(1)　完全週休２日（土日）（参考１）

完全週休２日（土日）とは、対象期間（第５条）内において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。１週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。

ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜

へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休２日（土日）を達成しているとみなす。

(2)　月単位の週休２日（参考２）

月単位の週休２日とは、対象期間（第５条）内のすべての月ごとにおいて現場閉所率（休工日数／対象期間日数）が28.5%（４週８休）以上であることをいう。

暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、４週８休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

（対象期間）

第５条　対象期間は契約締結日の翌日から工事完了日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

(1)　準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）

(2)　後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）

(3)　夏季休暇（３日間）

(4)　年末年始休暇（６日間）

(5)　工場製作のみの期間

(6)　工事全体を一時中止している期間

(7)　発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週６日以上の現場作業を余儀なくされる期間）

（取組内容）

第６条　取組内容は、次のとおりとする。

(1)　発注者は、特記仕様書等において、以下のことを明示する。

・本要領の対象工事であるか否か

・週休２日を実施しない工事の場合はその理由

・対象工事の場合で、第５条第７号に該当する週休２日の対象外の作業を設定する場合はその内容

(2)　対象工事の受注者は、当初施工計画書に、実施する週休２日の形式を記載するものとする。

(3)　対象工事の受注者は、完了日までに実施結果表（様式）を作成し、提出

するものとする。

(4)　発注者が週休２日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

（江南市完全週休２日制・週休２日制工事実施要領の廃止）

２　江南市完全週休２日制・週休２日制工事実施要領（令和６年２月１日施行）は、廃止する。

（経過措置）

３　この要領は、令和７年４月１日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１１月１日から施行する。

様式（第６条関係）

工事名	当初契約日	工期（最終変更）			工事完成日	週休２日実績				未達成	備考（週休2日その他の内容、未達成の理由等）
		工期開始	～	工期末		完全週休2日（土日）	月単位の週休２日	通期の週休２日	その他		
【記載例】○○工事	R8.11.1	R8.11.15		R9.3.15	R9.3.1					○	●●のため。
			～								

・完了日までに作成のうえ提出してください。記載内容については、「記載内容」シートを参照してください。
・達成した「週休２日実績」に「○」をつけてください。「その他」又は、「未達成」の場合は、備考欄を記載してください。
・本様式提出時には、週休２日の実施結果を確認できる資料（現場閉所Ｆ及び非対象期間を明示）の添付は不要です。※

（参考１）完全週休２日（土日）

（□：工事実施日）

月	火	水	木	金	土	日	完全週休２日実施有無 土日の日数	土日の閉所日数 ※１	完全週休２日 実施有無	備　　考
		対象期間開始日 □	□	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	振替閉所	□	□	□	閉所	2	2	○	地元条件による同一週の振替閉所は認める。
□	□	□	□	□	□	閉所	1	1	○	この週の対象期間に日曜日しかないため、日曜日（１日）以上を閉所した場合は完全週休２日の達成とみなす。
□	祝日 □	□	夏季休暇（３日間）			閉所	1	1	○	この週の対象期間に日曜日しかないため、日曜日（１日）以上を閉所した場合は完全週休２日の達成とみなす。（祝日の閉所を求めない）
□	□	□	□	□	閉所	□	2	1	×	地元条件による振替閉所であるが、振替が同一週でないことから未達成となる。
振替閉所	□	□	祝日 □	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	□	□	閉所（雨天）	□	閉所	2	2	×	天候等の受注者の責によらない場合、振替閉所を認める。
□	□	□	□	□	□	閉所	2	1	×	土曜日に工事を実施（振替閉所なし）したため未達成となる。
□	□	□	□	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	□	対象期間終了日 □	→後片付け期間			0	0	○	この週に土曜日、日曜がないため、達成となる。
現場閉所率									7	完全週休２日取得率 ＝（完全週休２日の達成週/対象期間中の全週間数） ＝8/10＝80%<100%

発注者が非対象とする作業を実施する期間

完全週休２日取得率＝100%未満　⇒完全週休２日　未達成

※１　振替閉所日含む

（参考２）月単位の週休２日工事

・対象期間の開始日に関わらず**暦上の月を１月**とし、すべての月ごとにおいて現場閉所率28.5.%以上取得した場合、達成とする。
ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。（※１）

月	火	水	木	金	土	日
						●月1日
●月2日	●月3日	●月4日	●月5日	●月6日	●月7日	●月8日
●月9日 施工開始日	●月10日	●月11日	●月12日	●月13日	●月14日 閉所	●月15日 閉所
●月16日 閉所	●月17日	●月18日	●月19日	●月20日	●月21日 閉所	●月22日 閉所
●月23日 閉所	●月24日	●月25日	●月26日	●月27日	●月28日 閉所	●月29日 閉所
●月30日 閉所	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日 閉所	○月6日 閉所
○月7日	○月8日	○月9日	○月10日	○月11日	○月12日 閉所	○月13日 閉所
○月14日	○月15日	○月16日	○月17日	○月18日	○月19日 閉所	○月20日 閉所
○月21日	○月22日	○月23日	○月24日	○月25日	○月26日 閉所	○月27日 閉所
○月28日	○月29日	○月30日	△月1日	△月2日 施工完了日	△月3日 閉所	△月4日 閉所

⇒評価対象外

夏季休暇

非対象期間としてカウント

１月目（●月10日～●月30日）
→現場閉所日6日/対象期間19日＝31.5% ≧ 28.5%
４週８休(28.5%以上)閉所→ 達成

２月目（○月1日～○月30日）
→現場閉所日8日/対象期間30日＝26.6% ≦ 28.5%
対象期間内の土曜日・日曜日は8日＝現場閉所日8日→ 達成
※第１土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

３月目（△月1日～△月3日）
→現場閉所日0日/対象期間2日＝0% ≦ 28.5%
対象期間内の土曜日・日曜日は0日＝現場閉所日0日→ 達成
※第１土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

このケースの場合月単位での週休２日＝達成
（すべての月で達成しているため）